

# UAE 会社法の改正および外資規制の緩和

(2020年12月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

#### 本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Amereller が 2020 年 12 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Amereller Legal Consultants

One at Business Bay, 14th Floor, P.O. Box

97706, Business Bay, Dubai, UAE

Tel: +971 4 332 9686

HP: <https://amereller.com/office/dubai>



## UAE 会社法の改正および外資規制の緩和

アラブ首長国連邦 (UAE) 政府は、会社法の広範な改正を可決した。かかる改正により、オンショア (UAE 国内) の LLC (有限責任会社) の外資による株式保有率が 100%まで緩和され、また、オンショアの支店についても国民代理人 (いわゆるスポンサー) なしで運営が可能となる。

2020 年 11 月 23 日、アラブ首長国連邦 (UAE) 政府は、商業会社に関する 2015 年連邦法第 2 号 (以下「会社法」) を改正する 2020 年の連邦令第 26 号 (以下「本政令」) を可決した。

本政令により会社法は大幅に変更され、51 を超える条項の条文が改正された。その中でも、コーポレートガバナンス、オンショアでの法人設立、株式会社、外国支店の運営に関する改正が主なものとなっている。

外国資本による 100%出資、および外国企業の支店における国民代理人 (UAE 国民または UAE 企業が外国企業のスポンサーとなる) の要件に関する大規模な改正は、2021 年 3 月まで発効を待たねばならない。

以降、本レポートでは、最も重要な変更点の概要について紹介する。

### 外国資本 100%

本政令により、オンショアの LLC や株式会社は、UAE 国民株主が少なくともその持ち分の 51%を保有しなければならないという長年にわたる要件が削除された。かかる決定は画期的ではあるものの、“特定の戦略的に重要な産業”については外国資本が 100%保有することが認められないとして例外が残る。この適用の対象外となる産業の一覧については未発表だが、石油・ガス、運輸、電気通信などが含まれる可能性が高い。

文言上は、オンショアにおける活動に広く適用可能であることを示唆しているが、実際の運用は現時点では不明である。つまり、今回の政令が外国資本投資の流れを革新的に変えるのか、特に、オンショアの Trading を生業とする企業についても外国資本 100%保有を享受できるようになるのか否かは、まだ明らかではない。

本政令は、経済大臣の提案に基づき委員会を設置することを規定している。委員会は、各首長国の経済開発局 (DED/Departments of Economic Development) の代表者で構成され、“戦略的に影響のある活動 (Activities of Strategic Effect)”の提案や、また、これらの活動に関心のある企業に対するライセンスの発行要件の提案が任務とされる。その後、UAE 政府は、委員会の提言に基づき、“戦略的に影響のある活動”のリストを発行するものとしている。

今後、ドバイ・エコノミーのような首長国レベルの統治機関が、企業が“戦略的に影響のある活動”に従事するために必要な条件 (UAE 国民による保有率や取締役会への参加に関する要件を含む) を規定することになるが、結果として、各首長国において、異なる条件が適用される可能性がある。

“戦略的に影響のある活動”の一覧や経済開発局が定める要件については、いまだ公開されていないが、近日中に公表されることが見込まれている。

なお、本政令により、UAE 国民の株式保有率を 51%未満とすることを認めた 2018 年の政令第 19 号 (外国直接投資法/No. 19 of 2018 on Foreign Direct Investment) は廃止された。

## 国民代理人

本政令によるもう一つの重要な改正点は、外国企業の支店や駐在員事務所において、国民代理人を任命する必要がなくなったことである。この変更は、支店運営のコスト削減だけでなく、かかる法人形態等を通じた外国株主の投資を促す可能性が高い。ただし、既存の国民代理人との契約の解約及び既存の支店ライセンス登録の解除がどのように行われるかはまだ明らかになっていない。

## その他変更点

本政令は、単独での 100%の株式保有を可能にするとともに、一人株主による会社設立についても認めている。以前は UAE 国民株主による 51%以上の保有要件があったため、不可能であった。

また、企業は、企業経営の重要な要素に影響を与える可能性のある、以下の改正点については留意する必要がある：

- 総会の招集通知期間を 15 日から 21 日に延長。
- オンラインによる会議の開催および電子投票の許可。
- LLC の総会定足数の 50%への引き下げ（会社定款に別途定めがある場合は除く）。
- 総会で少数株主が議題追加を請求するための株式保有基準を 5%に引き下げ。

## UAE における外国人投資家のための次のステップ

本政令は、UAE における新規の海外直接投資の条件を大幅に緩和し、かつ、既存の外国人投資家に対して、名目上関与するのみの現地スポンサーやパートナーを選任することなく事業が行えることを約束するものである。しかし、これまでの UAE 国民が 51%以上の株式を保有する要件が、実際にどの程度まで撤廃されるのかについては現時点では不明である。今後数カ月のうちに、また 2021 年 1 月 2 日の発効日前に、より多くの情報が明らかになることが期待される。